

他自治体条例の目的と理念

	千葉県	北海道	岩手県	さいたま市	熊本県
目的	<p>第1条 この条例は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組について、基本理念を定め、県、市町村及び県民の役割を明らかにするとともに、当該取組に係る施策を総合的に推進し、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会の実現を図り、もって現在及び将来の県民の福祉の増進に資することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、障がい者及び障がいの権利を擁護するとともに、障がいがあることによって障がい者及び障がいのない暮らしやすい地域づくりを推進するため、障がい者及び障がいの視点に立って、道の施策の基本となる事項、道が実施すべき事項及び道を市町村との連携により実現すべき事項などを定めること等により、地域における障がい者及び障がいの権利を擁護し、及び生活の支援に向けた環境を整備し、もって北海道の障がい者及び障がいの福祉の増進に資することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、障がいのある人と障がいのない人とが互いに権利を尊重し合いながら共に学び共に生きる地域づくりを推進することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、障害者への差別及び虐待を禁止するとともに、障害者の自立及び社会参加を支援するための措置を講じることにより、障害者が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、権利の主体として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会を得られるよう、地域福祉の推進を図り、もって市民が障害の有無にかかわらず、等しく市民として個人の尊厳と権利が尊重され、その権利を享受することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、障害者に対する県民の理解を深め、障害者の権利を擁護するための施策（以下この章及び第22条第1項において「障害者の権利擁護等のための施策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、障害者の権利擁護等のための施策の基本となる事項を定めることにより、<u>障害者の権利擁護等のための施策を総合的に推進し、もって全ての県民が障害の有無にかかわらず社会の対等な構成員として安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。</u></p>
基本理念	<p>第3条 すべて障害のある人は、障害を理由として差別を受けず、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしく、地域で暮らす権利を有する。</p> <p>2 障害のある人に対する差別をなくす取組は、差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害のある人に対する理解を広げる取組と一体のものとして、行われなければならない。</p> <p>3 障害のある人に対する差別をなくす取組は、様々な立場の県民がそれぞれの立場を理解し、相協力することにより、すべての人がその人の状況に応じて暮らしやすい社会をつくるべきことを旨として、行われなければならない。</p>	<p>第3条 障がい者の権利を実現し、及び社会参加を確保するための社会生活に関する施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。</p> <p>(1) 行政機関、学校、地域社会、道民、事業者その他の関係団体が、相互に連携して社会全体で取り組むこと。</p> <p>(2) 障がい者への差別を防止し、障がい者の暮らしづらさを解消し、及び障がい者の権利を最大限に尊重すること。</p> <p>(3) 保健、医療、福祉、労働、経済、教育その他障がい者に関するあらゆる分野において、総合的に取り組むこと。</p> <p>(4) 道内における地域間の格差の是正を図ること。</p>	<p>第3条 障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消は、障がいのある人自らが選択した地域において生活し、地域社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する権利を尊重することを基本として、行われなければならない。</p> <p>2 障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消のための取組は、不利益な取扱いの多くが、障がいに対する誤解、偏見、理解の不足等に起因するものであることにかんがみ、障がいについての理解を深めることを基本として、行われなければならない。</p>	<p>第3条 障害者への差別をなくし、及び虐待を防止するための取組は、市、市民及び事業者並びに障害者の医療、保健、福祉、教育、就労等に関係する機関（以下「関係機関」という。）が障害者を権利の主体であると認識し、その権利を尊重し、それぞれの障害に対する理解を深めることにより行われなければならない。</p> <p>2 障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策の推進は、市、市民、事業者及び関係機関が相互に連携し、並びに障害者の選択を尊重することにより行われなければならない。</p> <p>3 障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策の推進は、障害者が市民の一員として地域において生活し、それぞれにふさわしい役割を果たすことができるよう行われなければならない。</p>	<p>第3条 <u>障害者の権利擁護等のための施策は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、自らの意思によって社会経済活動に参加し、自立した地域生活を営む権利を有すること及び何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを踏まえ、全ての県民が各々の役割を果たすとともに、相互に協力することを旨として行われなければならない。</u></p>
個別理念	<p>第4条 (県の責務)</p> <p>第5条 (県と市町村との連携)</p> <p>第6条 (県民の役割)</p> <p>第7条 (財政上の措置)</p>	<p>第4条 (道の責務)</p> <p>第5条 (道と市町村の連携)</p> <p>第6条 (道民等の役割)</p> <p>第7条 (情報の提供)</p> <p>第8条 (財政上の措置)</p>	<p>第4条 (県の責務)</p> <p>第5条 (市町村の役割)</p> <p>第6条 (県民等の役割)</p>	<p>第4条 (市の責務)</p> <p>第5条 (市民等の責務)</p> <p>第6条 (計画の策定等)</p> <p>第7条 (市民相互の意見交換等)</p> <p>第8条 (顕彰)</p>	<p>第4条 (県の責務)</p> <p>第5条 (市町村との連携)</p> <p>第6条 (県民の役割)</p> <p>第7条 (財政上の措置)</p>